

日本企業部門ニューズレター

ポーランド, 2009年9月

特別経済地域 (SEZ) でのスクラップ販売

統計区分の変更は、製造後スクラップを販売している SEZ 企業にとって、チャンスでもありリスクでもある。



SEZにおけるスクラップ販売収益に係る税務上の取扱いの変更

連絡先:

山崎 俊幸
マネージャー
Tel: 48-71-356-1203
Mobile: 48-519-507-503
t.yamasaki@pl.pwc.com

発行人:

森山 進
地域統括パートナー
Tel: 48-22-523-4971
steve.moriyama@pwc.be

PwC ポーランド
www.pwc.com/pl
www.taxonline.pl

PwC ベルギー・中東欧
www.pwc.com/jp/ja/japan-desk/belgium

© 2009 PricewaterhouseCoopers Sp. z o.o. プライスウォーターハウスクーパースとは、PricewaterhouseCoopers Sp. z o.o.、または、プライスウォーターハウスクーパースのグローバルネットワーク、ないしはそのメンバーファームを指しています。個々の組織は分離独立した法的組織となっています。

変更点

2010年初頭より、税務上、新しい統計区分 (PKWiU 2008) が適用されます。現状利用されている税務目的上の区分 (PKWiU 1997) によると、スクラップはいわゆる「ファースト・プロセッシング」(スクラップ発生源となる活動)の統計区分に属するものとして取り扱われています(例外あり)。その結果、SEZ に属する企業は、少なくとも、製造後スクラップの販売を、製品販売そのものとして取り扱うことができます。別途新たに設けられた「スクラップ・セクション」(section 38)によって、この取り扱いが変更となります。

2010年1月1日から、SEZ 認可証に記載されている活動の範囲は、この PKWiU 2008 に基づいて、改めて定義づけされることになります。したがって、もし SEZ 認可証に、SEZ 企業としての活動の範囲として、この新規の「スクラップ・セクション」が含まれていない場合には、スクラップ販売から生じる収益は課税対象となります。

現状の実務

これまでのところ、ある企業では、製造後スクラップの販売から生じる収益は課税されている一方で、そのような販売収益を非課税扱いとされている企業もあります。この統計区分の変更をきっかけとして、いずれの場合でもその妥当性を証明する必要があります。

税支払いの最適化

これまで、「スクラップ収益」を課税対象として認識されていた場合には、SEZ として活動を開始されて以来、過払いとなっている税額の還付を申請できる可能性があります。

今後の対応

「スクラップ収益」を、SEZ での主要な製造(「ファースト・プロセッシング」)との統計上の関係に基づき非課税項目として扱われていた場合、2010年1月以降は、税務上、課税対象として取り扱うことが必要となる可能性があります。

推奨される対応

この統計区分の変更は、スクラップ販売に関連する活動も包含するように、SEZ 認可証を変更する基礎を提供するのものであると我々は考えています。この解決法は、すべての SEZ 企業が利用することができますが、2010 年度における課税免除の扱いを有利に進めることにつながり、また、この点において、企業の立場を明確に定義づけることができます。

コンタクト

上記のトピックにご関心があり、より詳細な情報をご所望される場合、また、御社の税務申告上の取扱いのご検証をされたい場合には、ご遠慮なく、山崎までご連絡ください。